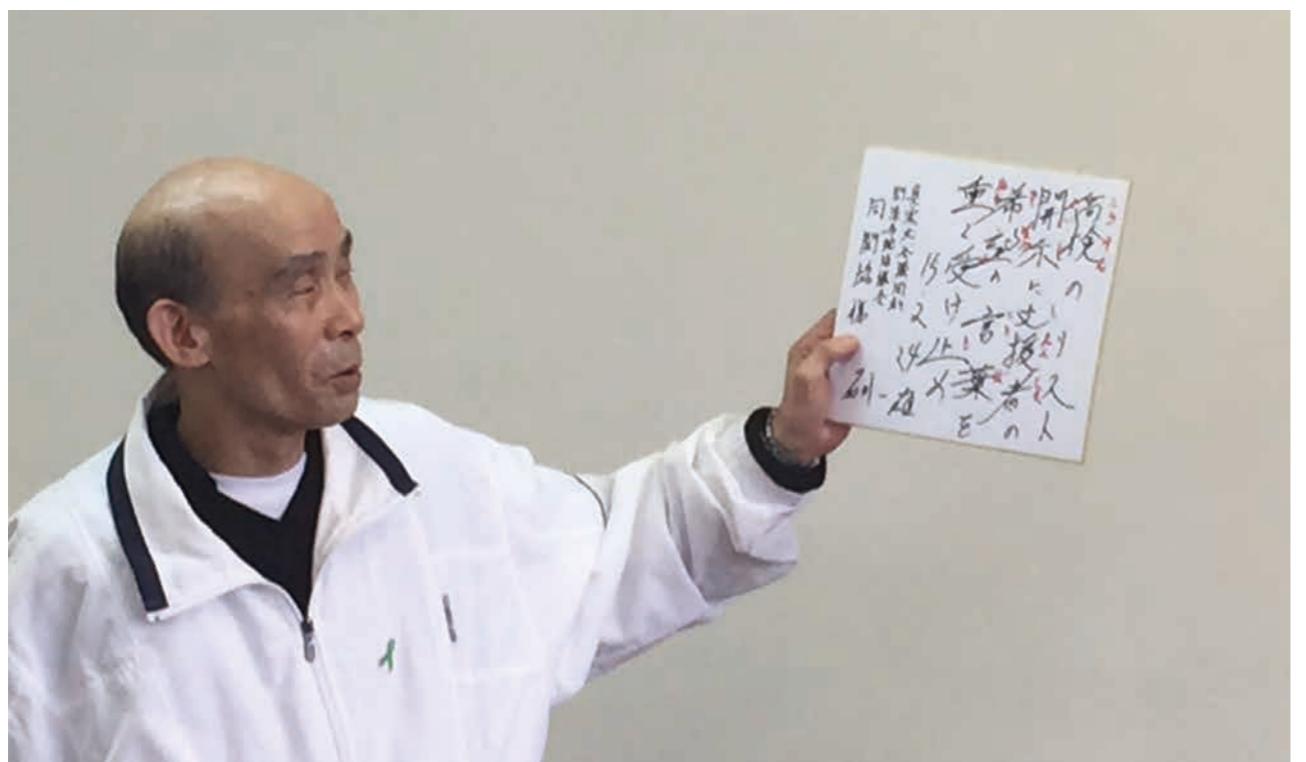


# 同閥協だより

第 51 号



「冤罪・狭山事件と向き合う」／現地研修会にて石川一雄さん

第51号

- |                          |    |
|--------------------------|----|
| ◇ 現地研修会報告「冤罪・狭山事件と向き合う」  | 2  |
| ◇ 気になる一冊「映画『THE ISLAND』」 | 10 |
| ◇ 会員の声「岡田克也さん」           | 11 |
| ◇ 2015年度 総会報告            | 12 |
| ◇ 新編集委員ごあいさつ             | 16 |

私たちは  
教団内外における部落差別の克服を願いとし  
差別に苦しむものが一人でもいる限り  
その差別からの解放を自らの課題とする

「同關協」規程前文

# 宗大谷派同和関係寺院協議会

2016年1月31日発行

第 51 号

## 新編集委員ごあいさつ

三重教区 小幡智博

『同関協だより』第51号から編集委員として携わらせていただく、三重教区南勢一組西光寺住職の小幡智博です。

お寺に生まれたわけではない私は色々なご縁があって、2011年に37歳で真宗大谷派の僧侶となり、大阪での約15年間の会社員としての生活に別れを告げ、母の実家である西光寺に入寺させていただきました。

その後、近隣のご住職に真宗大谷派同和関係寺院協議会という組織があること、そして西光寺も会員であるということを教わり、3年ほど前から関わらせていただくようになりました。

西光寺は、2004年に「同閨協」の現地研修会が行われた三重県伊勢市にあり、植木徹誠にゆかりがあるお寺でもあります。

私が中学生の頃、故植木等さんからご自身の著書である『夢を食いつづけた男』(朝日新聞社)を頂きました。内容は徹誠の生涯について書かれているのですが、なかでも1930年代、異常ともいえる弾圧を受けながらも朝熊闘争を皆と共に戦う徹誠の姿は当時の私に衝撃をあたえました。

当时私は将来僧侶の道を進むことになるとは、夢にも思っておりませんでしたが、まだ部落差別が根深く存在する今の時代に、徹誠と同じく真宗大谷派の僧侶となりました。今後は真宗大谷派同和関係寺院協議会の一員として、差別問題を自らに問い合わせていきたいと思っております。

そして「同関協」規程前文の「私たちは教団内外における部落差別の克服を願いとし差別に苦しむものが一人でもいる限りその差別からの解放を自らの課題とする」との強い誓いを、全ての方々と心から共有できるように編集作業を通して発信してまいりたいと思います。

編集後記

▼現地研修会で初めて狹山市へ足を運ぶ。書物などで「狹山事件」は知っていましたが、私が生まれる十年前の事件であり、過去の事件として捉えていました。しかし、実際に石川一雄さんご本人からお話を聞くと、過去ではなく、未だ現在のものとして聞つておられ、自分の不明を恥じます▼地図だけでは事件現場の位置関係は分かっても、実際の距離や地形までは見ええきません。当時とは風景が変わつても、現地を歩くことで調書などのおかしな点が見えてきます。改めて、ファイルドワーフの大切さを痛感しました▼四十周年記念誌『熱と光を求めて』がようやく完成。完成したことでの終わるのではなく、四十年の歩みを振り返り、今一度、「同閨協」がこれからどうあるべきかを考えなければならぬと思います。本棚にしまわれる前に、是非、お読み頂き、御意見・御感想をお聞かせください▼広島部落解放研究所から発行された『経典の「旃陀羅」差別を問う』（一部／千円）で、改めて「旃陀羅」差別の問題が投げかけられています。現場で『觀無量寿經』を読誦する私たちは門徒さんから問い合わせられた時、この問題に対し明確に答えることが出来るでしょうか？真摯に考えてゆかなければならぬ問題です。「同閨協」事務局に取り置きがありますので、本山にお寄りの時は、是非お求めください。▼常任委員の加藤真一さん、前専門委員の中西忍さんがお亡くなりになりました。お二人には「同閨協」の活動に御尽力頂きました。心よりお悔やみ申し上げます。

「同閥協」常任委員で東北・北陸ブロック長の加藤真人さんが、二〇一五年十二月一日に五十二歳で逝去されました。

孤軍奮闘、「東北・北陸ブロック」活性化に向けてご尽力いただきました。

二〇一四年一月に住職に就任された際に「同閥協」に向けて次のような声を寄せておられます。

住職修習での最大の自己矛盾が激化した瞬間が訪れました。住職・教会主管者としての任命式の後、宗祖親鸞聖人御命日の中法要に出仕します。その際に「明確な装束の違いと並び順」というものがあり、そのことは少しは事前に考えていたものの、そのなかに自分が入つていったからです。初めて間近で真横という確度から見た親鸞聖人の御影は灯明に照らされてその印象も含めて恐ろしいほどにリアルであり、その時の私とは違つて黒衣をまとわれているように思われましたが、「親鸞聖人という人」という存在を御影に感じつつ激化する自己矛盾のなかで見上げました。(抜粋)

「差別教団」と言われた教団の一役を担う構成員の一人として、そしてそこからの解放を課題とする「同閥協」の一員として「自己矛盾」と闘いながらの活動でした。

**同関協だより 第51号**

発行日 2016年1月31日  
発行人 菊池成明  
発行 真宗大谷派同和関係寺院協議会  
〒600-8164 京都市下京区上柳町199  
真宗大谷派解放運動推進本部内「同関協」事務局  
電話 075-371-9247

## 二〇一四年度 現地研修会

二〇一五年二月二十四日～二十五日

# 「冤罪・狭山事件と向き合う」

・埼玉県狭山市・



二〇一五年二月二十四日から二十五日にかけて、二〇一四年度「同関協」現地研修会が「冤罪・狭山事件と向き合う」というテーマのもと開催されました。

今回も現地に身を運び、その地の実情を知るとともに、現地関係者との交流の中で意見と情報の交換の場を持ち得たことは、ともに連帯を保ち、課題の共有を図る上で貴重な場と時間になりました。本研修は当該教区である東京教区の方々にもご参加いただきました。

初日は、狭山市富士見集会所を会場に、石川一雄さんと妻の早智子さん、また安田聰さんからお話を聞かせていただきました。翌日は、当時の事件現場のフィールドワークを「虚偽の自白のストーリー」のテーマに沿って、安田氏の案内のもと行いました。

講義では、石川一雄さんから当時の逮捕から取り調べ、獄中での出来事をお話をいただきました。また早智子さんは現在の高等裁判所前のアピール活動の報告、支援協力のお願いがありました。安田さんからは、検察が今まで開示してこなかつた事件の証拠リストの開示のお話があり、再審にむけての現状と今の動きを説明いただきました。

狭山事件が起きた約一ヶ月前、東京で「吉田ちゃん誘拐事件」が発生し、身代金を取られた上、犯人を取り逃がすという事が起り、警察への信頼が揺らいでいました。その時勢に起きた狭山事件でも、身代金受け渡し場所に多くの警察官を配置するも、またもや容疑者確保できず、大きな社会問題となりました。追い詰められた警察は、予断と偏見による捜査によって被差別部落出身の石川さんを逮捕、送検したのです。そもそも、その逮捕は全く別の件での逮捕でした。



## 部落解放同盟中央本部事務局員 安田聰 氏

石川さんは、見込み捜査で、証拠がないから別件逮捕されました。これは憲法違反なんです。そんなことがまかりとおる背景に「部落差別」があったわけです。

その教訓の上に、地元では運動があり、集会所が対策事業によって建てられ、この運動を行政も理解するようになりました。狭山の闘いは、冤罪をはらすとともに、差別が冤罪をつくるという構造そのものを、社会をかえていく運動ですし、多くの宗教者の方々もそういう視点で取り組んでこられたんじゃないでしょうか。

再審請求52年目、毎週裁判所の前で石川夫婦が再審のアピール活動を行っています。検察には証拠を出せ。裁判所には証拠開示を命令してくれ。そして出された証拠をちゃんと調べてくれと、石川さんは高裁前で訴えています。

検察が証拠物の一覧表を開示しました。52年経ってどんな証拠があるのかがやっと出てきたのです。まだ出てきてない証拠物もあります。高検以外の証拠物を含めて、それらを開示することを世論が追求していくことが大事です。

いま大きな前進を勝ち取るチャンスが来ています。大きく動いていま、運動を広げたいと思っています。

運動といっても、できることは裁判所に葉書一枚を出すということ。そういった世論の広がりが重要なんですね。(要旨)



狹山事件の再審を求めるリボンキャンペーン。  
再審の世論を高めることが願いだ。

(編集委員 高岡聖道)



## 石川一雄さんのおはなし

判を開いていただきたい、そのことを強く求めているわけであります。

高裁には二百万以上の署名が届けられているということを伺いました。もちろん皆さん方にも頂戴したと思いますけど、そういうふたご支援から高検を動かしていただけたと思われます。ただ楽観できないのは、事実調べが始まらないと私の無罪は明らかにすることができません。私たちは四十年に渡って事実調べを求めてきましたのであります。ところが一切そういうことをせずに棄却をされました。今度の証拠によつてあらためて、石川一雄の無実が明らかになるんじやないかと思つております。私たちも高裁前で街宣活動をして裁判官に訴えるのは、私は無実だからすぐに無罪にしろと言つてゐるわけではなく、眞実は必ず明らかになるから裁判を開いていただきたい、そのことを強く求めてゐるわけであります。

今日はお忙しい中を、狹山事件の研修をしていただけたという  
ことで、大変心強く感謝の気持ちでいっぱいです。やつと狹山事  
件も、警察が昨年の十月に、裁判所に対し証拠開示しないとい  
う意見書を出していたので憂慮していたところ、この一月に警察  
は、自分たちの保管してあるものは全て開示するという発表をし  
たそうです。私たちは、NHKのテレビで初めてそれを知ったわけ  
です。NHKでは、開示したことは異例中の異例だと言つてお  
りました。しかしながら、やつと高検も動いてくださる。これは  
皆さん方の支援の賜物であります。今トータルすると東京高検、

ンチ大きいんですね。ですから兄の足袋だと、小さくて踵が出てしまって履けないんですね。しかし警察官がまさか嘘をつくと思わぬなかつたんで、犯人が残した足跡と地下足袋は同じだと言われて、あんちやん以外に犯人はあり得ないと思い込んでしまった。しかも事件の起きた当夜、本人が言うには十二時位だと言つておりましたけど、兄貴がバイクで帰ってきて、びしょ濡れになつて裸で私の布団をまたいで自分の部屋に行つたことを思い出して、そう言わればそうだなと、あんちやんは事件の起きた夜遅く帰つてきたなど。死体発見現場も当然確認しに行きましたので、警察官から被害者の裸の写真を見せられ、こんなに傷がある、これは砂利運搬の車で降ろした時の傷だと。なるほど、あんちやんが日頃借りてる車だつたら、被害者が死体で見つかった場所までだつたら入れるなど。自分でそのように考え、これは十中八九あんちやんが犯人だらうと思い込んでしまつたので、警察官と約束したんですね。

わけでありますけど、周りを取り囲んでいる警察官が四十人も張り込んでいながら、取り逃がしてしまった。その取り逃がした範囲内にKさんの家があつた。ですから逃げられて当然だなということから、Kさんを共犯説にしようとしたと思われます。しかもKさんは地下足袋を履いていたので、犯人が残した地下足袋の足跡の石膏と同じような足型であるということで、そのような取り調べを私は二十九日間うけておりました。ところが自分の信念が折れてしまつたのは、やはり自分の兄貴の名前が出たことになりました。

あんちやんが犯人ではないかと自分が思はされたのは、やはり地下足袋でありました。警察官から、前に地下足袋を履かせたけど、石川履けなかつたな。だけどこれは石川の家から持つてきました。

狭山事件とは

わざか1カ月前に東京でおきた吉展ちゃん事件でも警察は犯人を取り逃がしていました。あいつぐ警察の失態に、狹山事件は国会でもとりあげられる大問題となり、警察は世論のきびしい非難をうけました。埼玉県警は威信をかけて、捜査員165人からなる特別捜査本部を発足させ、県警はじまつて以来という大捜査体制をしきました。が、手がかりはまったくあがらませんでした。

おいつめられた警察は、住民の差別意識に乗じて、市内の被差別部落に捜査を集中し、石川一雄さん（当時24歳）を5月23日早朝、別件逮捕しました。石川さんを犯人とする決め手になるような証拠は何ら発見されませんでした。石川さんは1カ月にわたって無実を訴えづけ



### 錆び付いた司法の門扉 今度こそ

06年10月31日

ましたが、連日の取調べの中で警察官の「認めれば10年で出してやる」「兄を逮捕する」といった脅迫や・偽計誘導によつて、ウソの自白をしてしまつたのです。

石川さんは千葉刑務所に下獄しました。  
石川さんは1977年8月30日に再審を請求し、獄中から無実を訴えつけ、1994年12月、仮出獄しました。31年7ヶ月ぶりに故郷・狹山に戻った石川さんはその後、支援者の早智子さんと結婚し、ともに冤罪を訴え、再審を求めて闘っています。

石川さんと弁護団は、2006年5月23日、第3次再審請求を東京高裁に申し立てました。弁護団は無実の証拠を提出し、一日も早く裁判所が事実調べをおこない、再審を開始するよう求めています。

## 『狭山差別裁判』第434号「狭山現地調査のてびき」より

ながら、私はあんちやんが犯人だと思っていたので、面会に来た時に聞いてみたら、烈火の如く叱られました。その兄貴が言うには、確かに深夜に帰つて来たと。それは四ヵ所の集金で遅くなつてしまつたんだと。しかも足袋がそだとしても、同じような足袋はいっぱいあると。俺はキチツとしたアリバイがあるから、真実を裁判所に話せる。俺は逮捕されるようなことはない。そう言われたので、より一層裁判所に行つたら真相を訴えなきやならないと、自分の気持ちが高ぶる中で部屋に帰つたら、たまたま私を担当した刑務官がそのことを知り、良かつたら私に真相を話してくれないか、何で自分が犯人になつてしまつたのか、事細かく話してくれということで聞いていただきました。

これは大変だと。今ここに居るのは全員が死刑囚だと。石川さんを含めて、皆死刑執行を待つてゐる人だと。石川さんも場合によつては二・三年後には、死刑執行になつてしまふかも知れない。助かる道は一つしかないと。それは今から勉強して、皆さん方に手紙で訴えなさいと。面会は限られているから、手紙だつたら多くの人に知つてもらうことができる。俺が石川さんさえ良かつたら、これから字を教えるからということで、教えていただきつかけとなりました。八年間その刑務官は、私を担当してくださつたんですけど、午前中東京拘置所にいると死刑執行があります。順番がありませんので、皆さん午前中は静かに正座して待つてます。だから午前中は私の部屋に見廻る必要がないので、部屋に入つてマンツーマンで字を教えることができた。大体およそ四時間位。しかし死刑執行がある日だけは、私の部屋にその看守さんは入りませんでした。入つてこないということは、誰か死刑執行されるんだなと自分自身でそのように思いながら、私が十二・三年いた中で、七十四人位ですかね死刑執行されていつたのは。必ず私たちに挨拶して執行されています。私は無実を訴えていたので、石川さん頑張つてねと、地獄か極楽か解りませんけど、とりあえず先に行って待つて待つてからとおっしゃつて執行されていきました。でも私はこの看守さんのおかげで、読み書きができるようになつたんです。



安田氏の丁寧な説明を聞きながら



事務所内には当時の石川家のお勝手が再現されている



自白では、石川さんは荒神様の少し先で被害者と出会ったという



石川さんの家があつた場所に狭山再審闘争勝利現地事務所がある

私は別件だけで九件の悪いことをしちやつたんです。その九件というの住み込んで働いている家で、その雇い主が例えればキヤベツがあるから盗んでこいと。今考えてみると、多分刑務所に行くようなことはなかつたと思うんですけど、でも警察官は私の無知というか無学を幸いとして、九件の悪い事を挙げて、これは三年だこれは五年だと、合わせると二十年位出られない。しかしあまえが女子高校生殺しの犯人として自白してくれれば、あんちやんは逮捕しないんですかと聞いたら、逮捕しないと。男同士の約束だと、後のこととは任せろということだつたんで、じゃあ私を犯人にしてくださいと言つてしまつたんです。それがつまづきの一歩でした。それがなかつたら現在このように長い年月、皆さん方にご迷惑ご心配をおかけせずに済んだんじやないかと思います。

当時の私は、全く社会的に無知で、まさかこれ程自分を窮地に追い込むとは、考えてもいませんでした。しかし自分が死刑宣告を受けて浦和拘置所に帰ると、同房の人たちがラジオを聞いて、石川さんは死刑になつたみたいだけど、警察官は罪を重くしても軽くしないと。お兄さんが犯人だとしても、真実を話した方が良いんじやないか。あるいは弁護士に、そのことを伝えた方が良いんじやないかと言わされました。でもその時は弁護士を信じていなかつたので、弁護士には一切話さなかつた。そして一ヵ月後に東京拘置所に移送されたので、自分の心中では訴えようと思つてたところ、幸いなことに、三鷹事件の竹内景助さんという人がいて、弁護士は一審の時に皆無罪を主張するのに、何で石川さんは自白を維持をしたのかといふことを良かつたら俺に話してくれということで、竹内さんに真相を聞いてもらいました。これは大変だと。弁護士に話さなければ、多分石川さんだめだと思うよ。高裁になると、弁護士を通じて裁判官と話すことになつるので、石川さんが直接裁判官に訴えることはできないということも聞かされました。そういうしてて内に、自分の兄貴が面会に來たんです。接見禁止は解けたんで、親・兄弟に会えるようになつたんで、当然のこと



「ウソの自白」に基づいたイラストマップ

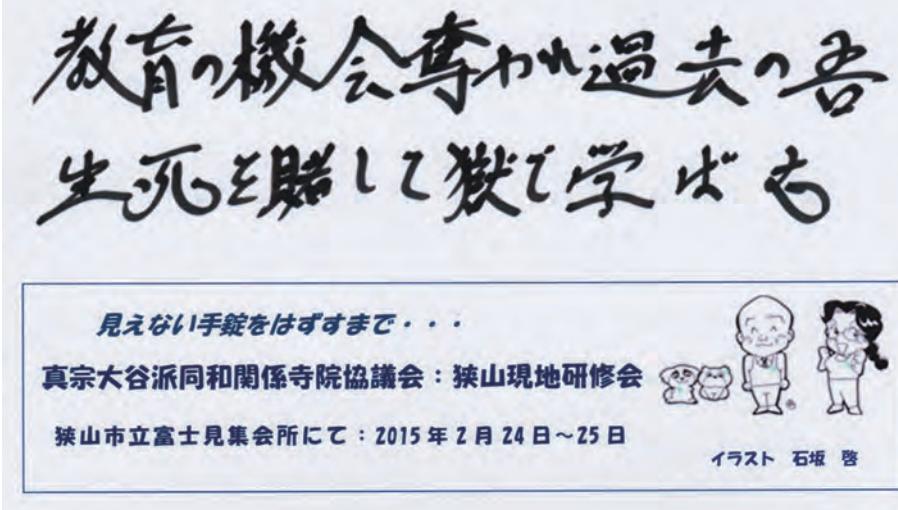
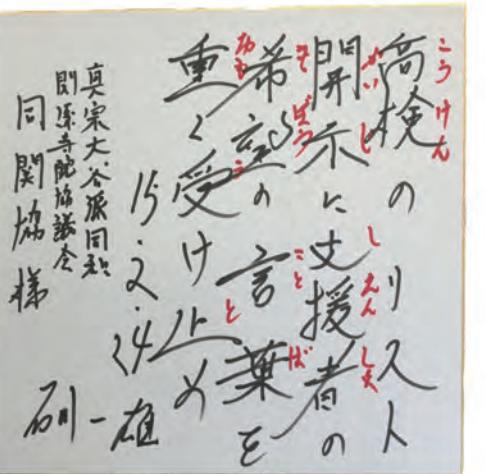
私は非常に、その看守さんに今でも感謝しているのは、皆さんに訴えるために必要な漢字、それを先に習わしてくださったことです。私はどのような漢字が必要だか分かりません。ですから石川一雄の立場になって三年位で皆さん方に何とか読んでいただけるような字が書けていたんじゃないかと思います。私自身は、その看守さんがいたおかげで読み書きができるようになつて、そういう素晴らしい看守さんがいたからこそ、人を信じるようになつたんです。心が豊かになつたんです。これはもう叫びたい程嬉しかつたですね。ものを読める、そして考えることができ、想像力をつける、これ非常に私にとっては、これからもプラスになっていくと思いますけど、何と言つても今は再審開始を現実に実現させなければなりません。自分の無実は証拠上明らかになつておつても、裁判官が法廷の場で石川一雄の無実・無罪を宣言しない限り、石川一雄の殺人犯というレッテルを剥すことはできません。ですから皆さんが、石川は無実だ冤罪だと言つても、あくまでも、裁判官がそのことを言わない限り、私のレッテルは常に貼られたままあります。ですから一刻も早く裁判を開くことによつて、石川一雄の無実が明らかになつてくるんじやないかと思います。

また石川一雄は今日も歌を作らせてもらいました。今日はこういう歌を詠んできました。

「高檢のリスト開示に支援者の希望の言葉を重く受けとめ」

これを貫つていただければ有難いと思います。こういう歌を作れるようになつたのも、看守さんに字を教えてもらったおかげです。刑務所に居た時に五千首位作つたとも思います。それも家の焼失と共に全部灰になつてしましました。しかし今は、季

研修当日に詠まれた歌の色紙



冤罪・狭山事件 <http://www.sayama-jiken.com/>  
石川早智子さんが立ち上げたホームページ

で、後は裁判官の決断次第です。検察の方に顔を向けるか、あるいは国民側に顔を向けて真実を究明するために裁判を開くか、そのどちらかにかかっていると思いますので、是非とも皆さん方の声を裁判所に届けていただきたい。石川一雄の無実は、事実調べをさせることによつて究明されるわけですから、真相を究明するには、何としても裁判を開かせる以外にないです。

この狭山事件では、当時の一番偉い国家公安委員長がこの狭山事件だけは生きた犯人を捕まえなくつちやならないと号令をかけた。そして被

差別部落の私たちに白羽の矢が立ち私が犯人にされてしまったと思います。そういう意味では、私は苦しみましたけど、でも私自身は皆さんのお叱りを受けるかも知りませんが、今が一番幸せじゃないかと思います。しかし真実を明らかにしない限り、石川一雄の生涯は全うすることはできないので、是非とも一刻も早く再審裁判ができるように、皆さん方のご理解とご尽力を賜りたいと心からお願いして、時間がかかるかもしれませんから、裁判官も当然ご承知かと思います

が軀幹暗夜の獄に埋もれども心は常に荘冠旗の下」私の体は暗闇の中にがんじがらめになつている、だけど解放同盟が糾弾するその旗のもとには、私の心は必ずとんでいる、そういう意味で作った歌がありました。私が一番最初に解放同盟さんに贈った歌であります。これから私はこれで埋もれてしまうわけではありません。皆さん方に恩返しはできませんけど、第二第三の石川一雄を出させないばかりでなく、色々な差別をなくす運動に、生涯私は携わつていこうと思いますし、またそういう立場にあります。ある意味では使命感的なものがあります。石川一雄は無罪を勝ち取つて終わりじゃありませんしね。皆さん方のご理解が得られれば、私は机に向かつて勉強したいなど、夜間中学に行かしていただきたいと思います。

今は医学も、あるいは科学も進歩して、私の無実を明らかにしてくださいました。とりわけ地下足袋がそうです。三次元スキャナーを裁判所へ持つて、地下足袋を計つてみたら全然違うと。三次元スキャナーだと平面じゃなく、横からも、あつちこつちから見ることができる。ですから当然、犯人が残していく足跡と、自分の兄貴の地下足袋と比べてみたら傷具合も全然違う。そういうことで分かつてきましたから、裁判官も当然ご承知かと思います



事務所内に貼られた手ぬぐい  
「冤罪と知りつつ開かぬ再審の裏に隠れし権力差別」

# 会員の声

Member's Voices

京都教区  
岡田克也さん

## 「同関協」に入会させていただいた

昨年、先輩の椋田隆知さんから「同関協」への加入を勧めていただき、規程に基づいて、会員の皆様のご賛同をいただき、先般の総会で正式に入会させていただきました。

私自身も1988年に宗務役員を退職して以来、日々の忙しさの中で、部落差別問題を忘れて生きてきました。宗門においても、かつて部落差別問題は、靖国問題と共に、信心の問題として大切にされてきました。しかし、1969年に難波別院輪番による差別事件を起こして糾弾を受けたことも、喉元過ぎれば熱さを忘れるが如く、現在ではたくさんある差別問題の一つのように薄まって来るように感じています。しかし、部落差別は決して過去のことではないと思います。人間は、本当に大事なことを忘れた時に、簡単に過ちを繰り返すものだと思っています。宗門はもっと部落差別問題に力を入れて取り組むべきだと思います。

宗門はかつて、親鸞聖人が共に念仏して生きる人を「御同朋・御同行」と大切にされた心を見失い、世間で差別をされて苦しむ被差別部落寺院に対して、御依頼割当の五割増しや、得度式も御影堂内で行わない等の、二重の過酷な差別を行いました。それは、親鸞聖人の教えを、宗門が本当の意味でいただいていることを表していると思います。

親鸞聖人83歳のお姿「安城の御影」は、狸の皮を敷き、猫皮の草履を前に置いた姿が描かれています。また、85歳の時に書かれた『唯信鈔文意』には「りょうし・あき人、さまざまのものは、いし・かわら・つぶてのごとくなるわれなり」とあります。親鸞聖人は『恵信尼文書』が発見されるまでは、当時の歴史資料に一切出ないことから、存在すらも疑われていました。しかし、これらは親鸞聖人が貴族等の権力・知識層と全く交わらず、最晩年に至るまで、猟師・漁師、商人等の歴史に出ない差別されて生きる人たち等と共に生きられたことを明確に表しているのだと思います。

親鸞聖人は「縦令一生造惡の 衆生引接のためにとて 称我名字と願じつつ 若不生者とちかいたり」(『高僧和讃』)と述べられます。八大地獄に落ちる罪である殺生を行わなければ生きて行くことの出来ない悪人と呼ばれた人々と共に生き、共に念仏によって救われていくことを願い誓われたのが親鸞聖人だったと思います。

今回、緊張しながら初参加させていただいた「同関協」の総会で、とても温かく受け入れていただき、本当に嬉しかったです。何卒よろしくお願ひいたします。

## 『THE ISLAND』

-アイランド-/2005年(米)

マイケル・ベイ監督



この作品において主人公たちは、今生きている人間としての姿ではなく、この世に生まれてきた理由、出生によって人間として自由に生きていく権利を奪われ、商品としてのみ生きることを許されます。命を物として扱い所有化する人間の傲慢さや、他者を尊重することのない差別性を、非常に残酷な形で描き出し、私たちの内にある非人間性を明らかにします。主人公に意図して付けられたリンクマークという名前に込められた解放への願い、そして人権とは何かとの問いが、作品の根底に流れていると感じました。今だに差別を克服できない我々に、人間が人間として認め合えることの大切さを訴えかけているのでしょうか。興味のある方は、ぜひ一度観てください。もちろんSFアクション映画としても充分以上に楽しめます。

(編集委員 谷内正孝)

# 気になる一冊

- Books & Movies -

今日は趣向を変えて、気になる映画を紹介します。大気汚染が進み、地上では生存できなくなつた近未来僅かに生き残つた人類は厳重に隔離された施設で管理され、厳しい規律の中で穏やかに暮らしていた。人々の唯一の希望は「アイランド」へ移住する事。世界で唯一大気汚染を免れた場所。地上最後の希望の楽園アイランド。不定期に開催される抽選に選ばれた者だけが、この閉鎖された施設から解放され、自由を手に入れられる。だが、アイランドへ行つて戻つて来た者は誰もいない。

しかしある日、主人公は真実を知つてしまつ。この世界にアイランドは存在せず、大地を覆う大気汚染も虚構であつた。施設に暮らす人々は、外の世界のクライアントから依頼を受け不慮の事故や病気に備え、自らの遺伝子から複製された、生体臓器バンクとして飼育されていたの

だつた。眞実を知つた主人公たちは、自ら人間であるとの叫びと共に、人間として生きる権利を求め命がけで逃亡し戦いに身を投じていく。

SF作品において、人造人間やクローランといふのは、古くから数多く描かれており、まさに王道のテーマといえるでしょう。それだけに誰もが思い描く未来の姿であり、必要とされている技術なのでしょう。

京都大学の山中教授が、iPS細胞でノーベル賞を受賞したこととは記憶に新しいところですが、近年の遺伝子技術の飛躍的進歩によって、空想の世界であったものが、徐々に現実味を帯びてきています。重篤な病気や怪我・老いに苦しむ人々は、遺伝子治療や臓器複製技術の一日も早い確立を願つていますが、越えなければならない倫理的な課題は多く、作品を通して極端な表現ではあるが、科学技術の行き着く先の未来に警鐘を鳴らしています。

この作品において主人公たちは、今生きている人間としての姿ではなく、この世に生まれてきた理由、出生によって人間として自由に生きていく権利を奪われ、商品としてのみ生きることを許されます。命を物として扱い所有化する人間の傲慢さや、他者を尊重することのない差別性を、非常に残酷な形で描き出し、私たちの内にある非人間性を明らかにします。主人公に意図して付けられたリンクマークという名前に込められた解放への願い、そして人権とは何かとの問いが、作品の根底に流れていると感じました。今だに差別を克服できない我々に、人間が人間として認め合えることの大切さを訴えかけているのでしょうか。

興味のある方は、ぜひ一度観てください。もちろんSFアクション映画としても充分以上に楽しめます。

## 2014年度真宗大谷派同和関係寺院協議会補正予算

自2014年7月1日 至2015年7月19日

歳入の部		歳入の部	3,400,000 円		
項目	項目	補正予算額	予算額	比較増減	備考
1 1	会費	240,000	240,000	0	80カ寺 (@3,000*80)
2 1	本山助成金	2,500,000	2,500,000	0	
3 1	繰越金	657,470	657,470	0	前年度より繰越金
4 1	雑収入	2,530	2,530	0	
	合計	3,400,000	3,400,000	0	

## 歳出の部

項目	項目	補正予算額	予算額	比較増減	備考
1	会議費	1,680,000	1,880,000	△ 200,000	
1	総会費	510,000	710,000	△ 200,000 新基準旅費	
2	三役・常任・専門委員会費	900,000	900,000	0 常任・専門3回、三役4回	
3	三役・ブロック長会議費	250,000	250,000	0 2回	
4	会計監査費	20,000	20,000	0	
2	事業費	510,000	880,000	△ 370,000	
1	組織拡充費	100,000	180,000	△ 80,000 現地研修会	
2	会報費	300,000	300,000	0 同関協だより・編集会議	
3	調査費	0	0	0 今年度より廃止	
4	事務局運営費	110,000	400,000	△ 290,000 新規	
3	ブロック活動助成費	240,000	240,000	0 4ブロック助成	
1	ブロック活動助成費	240,000	240,000	0	
4	発送費	120,000	140,000	△ 20,000 新規	
1	発送費	120,000	140,000	△ 20,000	
5	40周年特別事業回付金	821,500	230,000	591,500 新規	
	40周年特別事業回付金	821,500	230,000	591,500	
6	予備費	28,500	30,000	△ 1,500	
1	予備費	28,500	30,000	△ 1,500	
	合計	3,400,000	3,400,000	0	

## 2014年度真宗大谷派同和関係寺院協議会決算

自2014年7月1日 至2015年7月19日

歳入の部		歳入の部	3,418,856 円		
項目	項目	予算額	収入額	比較増減	備考
1 1	会費	240,000	261,000	21,000 87カ寺 (@3,000*87)	
2 1	本山助成金	2,500,000	2,500,000	0	
3 1	繰越金	657,470	657,470	0 前年度より繰越金	
4 1	雑収入	2,530	386	△ 2,144	
	合計	3,400,000	3,418,856	18,856	

## 歳出の部

項目	項目	予算額	支出額	比較増減	備考
1	会議費	1,680,000	1,497,500	△ 182,500	
1	総会費	510,000	477,000	△ 33,000 旅費、講師謝礼、懇親会助成	
2	三役・常任・専門委員会費	900,000	892,000	△ 8,000 三役6回、常任・専門3回旅費、その他	
3	三役・ブロック長会議費	250,000	116,500	△ 133,500 旅費 (1回)	
4	会計監査費	20,000	12,000	△ 8,000 旅費、日当	
2	事業費	510,000	376,650	△ 133,350	
1	組織拡充費	100,000	75,435	△ 24,565 現地研修会	
2	会報費	300,000	203,500	△ 96,500 だより印刷代、編集委員旅費、日当など	
3	調査費	0	0	0 廃止	
4	事務局運営費	110,000	97,715	△ 12,285 事務経費	
3	ブロック活動助成費	240,000	180,000	△ 60,000	
1	ブロック活動助成費	240,000	180,000	△ 60,000 4ブロック助成	
4	発送費	120,000	98,833	△ 21,167 だより、総会、現地研修等の案内	
1	発送費	120,000	98,833	△ 21,167	
5	40周年特別事業回付金	821,500	821,500	0	
	40周年特別事業回付金	821,500	821,500	0 記念誌	
6	予備費	28,500	0	△ 28,500	
1	予備費	28,500	0	△ 28,500	
	合計	3,400,000	2,974,483	△ 425,517	

## 真宗大谷派同和関係寺院協議会2015年度総会

### 【議案】

- 議案第 1 号 2014年度真宗大谷派同和関係寺院協議会事業報告
- 議案第 2 号 2014年度真宗大谷派同和関係寺院協議会補正予算書
- 議案第 3 号 2014年度真宗大谷派同和関係寺院協議会決算
- 議案第 4 号 会計監査報告
- 議案第 5 号 2015年度真宗大谷派同和関係寺院協議会事業計画（案）
- 議案第 6 号 2015年度真宗大谷派同和関係寺院協議会予算
- 議案第 7 号 新役員・新会員の承認について
- 議案第 8 号 「三要求」について
- 議案第 9 号 事務の体制及び規程の一部改正について
- 議案第 10 号 その他

◇ 真宗大谷派同和関係寺院協議会規程の一部改正について

新規則：(事務)

第12条 協議会の事務所は真宗教化センター解放運動推進本部内に置き、事務担当者1人を第5条第1項第1号から第5号の役員から互選によって定める。なお、必要により事務補助を置くことができる。

旧規則：(事務)

第12条 協議会の事務所は会長宅に置き、事務は第5条第1項第1号から第3号の役員から互選によって定める。なお、必要により事務補助を置くことができる。

## 2014年度「同関協」事業報告

2014年

2015年

7月10日 会計監査

23日 2014年度総会

24日 第1回三役・常任・専門委員会

9月 4日 第1回三役会・第1回40周年記念誌編集会議合同会議

第1回『同関協だより』第50号編集会議

17日 第2回40周年記念誌編集会議

10月 15日 第3回40周年記念誌編集会議

11月 11日 第2回三役会・第4回40周年記念誌編集会議合同会議

第2回『同関協だより』第50号編集会議

12月 10日 第3回三役会、第5回40周年記念誌編集会議合同会議

24日 第6回40周年記念誌編集会議

ブロック協議会

〈近畿ブロック〉

12月 3日 現地研修会（京都教区同和協議会との共催）

水平社博物館、西光寺／奈良県

12月 4日 第1回会議

5月 13日 第2回会議

〈九州ブロック〉

1月 19日 第1回会議

4月 20日 現地研修会（～21日）

被爆・戦後70年と部落差別／長崎教務所 他

1月 15日 第4回三役会

23日 第7回40周年記念誌編集会議

30日 第2回三役・常任・専門委員会

2月 3日 第8回40周年記念誌編集会議

12日 第9回40周年記念誌編集会議

24日 現地研修会／埼玉県狭山市（～25日）

3月 13日 40周年記念誌事業（座談会 枢殻邸）

25日 第3回『同関協だより』第50号編集会議

4月 8日 第5回三役会

9日 第10回40周年記念誌編集会議合同会議

第4回『同関協だより』第50号編集会議

4月 17日 第11回40周年記念誌編集会議

5月 1日 第5回『同関協だより』第50号編集会議

12日 第1回三役・ブロック長会議

22日 第6回『同関協だより』第50号編集会議

6月 10日 第12回40周年記念誌編集会議

12日 第6回三役会

15日 第3回三役・常任・専門委員会

22日 第13回40周年記念誌編集会議

29日 第14回40周年記念誌編集会議

30日 第15

## 2014年度真宗大谷派同和関係寺院協議会40周年特別事業補正予算

自2014年7月1日 至2015年7月19日

## 2015年度「同関協」事業計画

2015年

2016年

7月	7日	第1回三役会
	13日	第1回40周年記念誌編集会議
	21日	会計監査
	22日	2015年度総会
	23日	第1回常任・専門委員会
8月	30日	第2回40周年記念誌編集会議 第3回40周年記念誌編集会議 40周年記念誌発行 『同関協だより』第50号発行
9月		第1回『同関協だより』第51号編集会議
10月		第2回『同関協だより』第51号編集会議
11月		第1回三役・ブロック代表者会議 第3回『同関協だより』第51号編集会議
12月		第2回三役会 各ブロック協議会（上半期） 『同関協だより』第50号・第51号 発行

1月	第2回 常任・専門委員会
	第3回 三役会
	第1回『同関協だより』第52号編集会議
2月	現地研修
4月	第2回『同関協だより』第52号編集会議
	第2回 三役・ブロック代表者会議
5月	第3回『同関協だより』第52号編集会議
6月	第4回 三役会 第3回 常任・専門委員会
	各ブロック協議会（下半期） 『同関協だより』第52号 発行
	必要に応じて、三役会を開催する。 『同関協だより』編集会議は各号3回開催する。

## 2015年度真宗大谷派同和関係寺院協議会予算

自2015年7月19日 至2016年6月30日

歳入の部		歳出の部			
項目	項目	予算額	前年度予算額	比較増減	備考
1 1	会費	300,000	240,000	60,000	100才寺 (@3,000*100)
2 1	本山助成金	2,500,000	2,500,000	0	
3 1	繰越金	1,050,873	657,470	393,403	前年度より繰越金
4 1	雑収入	9,127	2,530	6,597	
	合計	3,860,000	3,400,000	460,000	

歳出の部		歳入の部			
項目	項目	予算額	前年度予算額	比較増減	備考
1 1	会議費	1,750,000	1,680,000	70,000	
1 1	総会費	510,000	510,000	0	
2	三役・常任・専門委員会費	960,000	900,000	60,000	常任・専門3回・三役4回
3	三役・ブロック長会議費	260,000	250,000	10,000	2回
4	会計監査費	20,000	20,000	0	
2	事業費	1,080,000	510,000	570,000	
1	組織拡充費	180,000	100,000	80,000	現地研修会
2	会報費	820,000	300,000	520,000	同関協だより・編集会議
3	事務局運営費	80,000	110,000	△ 30,000	
3	ブロック活動助成費	260,000	240,000	20,000	
1	ブロック活動助成費	260,000	240,000	20,000	4ブロック助成
4	発送費	120,000	120,000	0	
1	発送費	120,000	120,000	0	
5	40周年特別事業回付金	626,500	821,500	△ 195,000	
1	40周年特別事業回付金	626,500	821,500	△ 195,000	
6	予備費	23,500	28,500	△ 5,000	
1	予備費	23,500	28,500	△ 5,000	
	合計	3,860,000	3,400,000	460,000	

## 2014年度真宗大谷派同和関係寺院協議会40周年特別事業決算

自2014年7月1日 至2015年7月19日

歳入の部		歳出の部		歳入の部	
項目	項目	補正予算額	予算額	比較増減	備考
1 1	40周年特別事業回付受金	821,500	230,000	591,500	
1 1	40周年特別事業回付受金		821,500	230,000	591,500 経常費より助成
2	本山助成金	300,000	300,000	0	
1	本山助成金		300,000	300,000	0 本山より助成
	合計		1,121,500	530,000	591,500

歳出の部		歳入の部		歳出の部	
項目	項目	補正予算額	予算額	比較増減	備考
1	会報費	420,000	420,000	0	
1	会報費		420,000	420,000	0 40周年記念誌
2	会議費	631,500	40,000	591,500	
1	会議費		631,500	40,000	591,500 編集会議旅費・日当など
3	通信費	50,000	50,000	0	
1	通信費		50,000	50,000	0 発送費
4	予備費	20,000	20,000	0	
1	予備費		20,000	20,000	0 発送費
	合計		1,121,500	530,000	591,500

## 2014年度真宗大谷派同和関係寺院協議会40周年特別事業決算

自2014年7月1日 至2015年7月19日

歳入の部		歳出の部		歳入の部	
項目	項目	予算額	収入額	比較増減	備考
1	40周年特別事業回付受金	821,500	821,500	0	
1	40周年特別事業回付受金		821,500	821,500	0 経常予算より助成
2	本山助成金	300,000	300,000	0	
1	本山助成金		300,000	300,000	0 本山より助成
	合計		1,121,500	1,121,500	0

歳出の部		歳入の部		歳出の部	
項目	項目	予算額	支出額	比較増減	備考
1	会報費	420,000	0	△ 420,000	
1	会報費		420,000	0	△ 420,000 40周年記念誌
2	会議費	631,500	515,000	△ 116,500	編集会議旅費・日当
1	会議費		631,500	515,000	△ 116,500
3	通信費	50,000	0	△ 50,000	発送費
1	通信費		50,000	0	△ 50,000
4	予備費	20,000	0	△ 20,000	
1	予備費		20,000	0	△ 20,000
	合計		1,121,500	515,000	△ 606,500

## 2015年度真宗大谷派同和関係寺院協議会40周年特別事業予算

自2015年7月19日 至2016年6月30日

歳入の部		歳出の部		歳入の部	
項目	項目	予算額	前年度予算額	比較増減	備考



<tbl\_r cells="6" ix="3"